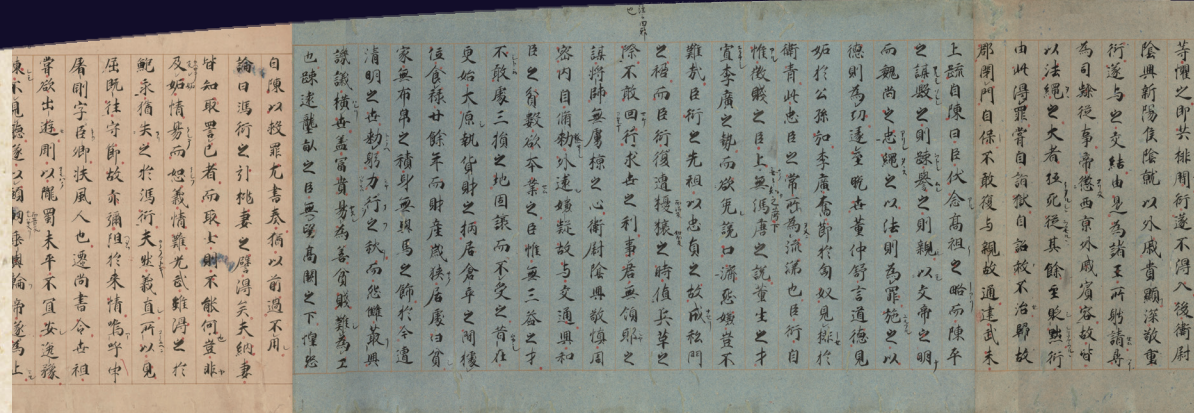


中國典籍日本古寫本の研究

Newsletter No. VI

2020.11



目次

1. 舊鈔本古文尚書と内藤湖南
高田 時雄 (1)
2. 關西大學内藤文庫所藏『竊憤錄』について
玄 幸子 (4)
3. 吉田聆濤閣と『王勃集』
道坂 昭廣 (7)
4. 讀京都大學人文科學研究所藏鈔本周易正義跋
永田 知之 (9)
5. 汝陰と汝南——東京國立博物館藏『淮南子』寫本節記
藤井 律之 (12)
6. 活動記録 (14)
7. 科研スタッフ紹介 (14)
8. 今年度活動予定 (14)

舊鈔本古文尚書と内藤湖南

高田 時雄

日本に残存する中國典籍は少なくないが、なかでも古文尚書の古寫本は獨自の意味合いをもっている。前漢の時代に魯の共王が宮室を擴張しようとして孔子の舊宅を取り壊した時に、壁中から科斗(おたまじゃくし)に似た古體の文字で書かれた書物が出現した。その中に尚書もあって、孔子十世の孫とされる孔安國が、その古文で書かれたテキストを當時通行の隸書に書き改めた。世に隸古定尚書と稱せられるテキストである。その中には今日では読みがたい文字もあったのだが、唐の玄宗の天寶年間に隸古定の文字をすべて今文に改めてしまい、隸古定本は世上から消え失せた。ところが我が國には隸古定の原姿を伝える尚書の寫本が幾つか残され、きわめて貴重な研究材料となっている。

明治以降、寺社や縉紳家から逸出した古寫本が民間の收藏家の手に渡ったことで、これらが次第に學界の注目するところとなる。そのなかでも舊鈔本古文尚書は上記の隸古定本であり、紛れもなく最重要な貴重典籍である。とりわけ神田香巖舊藏の卷六(東京國立博物館現藏)、

岩崎文庫(東洋文庫)の卷三、卷五、卷十二の三卷、さらに昭和八年(1933)に九條家から発見され、現在御物として宮内廳書陵部に保管されている古文尚書は、すべて「元秘抄」¹の紙背に書かれており、もと一具のもので、世々九條家に襲藏された珍籍である。しかも日本人の轉寫したものではなく、奈良時代に舶載された唐寫本と考えられている。また全十三卷のうち卷四、五、六、十二、十三は同筆であると鑑定されている²。これら古文尚書の寫卷の存佚を表にすると次頁のようになる。

さていち早くこのテキストに着目したのは内藤湖南であった。湖南はこれらうち神田氏所藏分と岩崎本(現在東洋

1 高辻長成(1205-1281)の著。年號について朝廷の諮問に對し意見を上申するための參考書。

2 同筆については、湖南が「岩崎男藏古鈔尚書跋」において「舊藏平安縉紳某伯家、今歸岩崎男、審其書法、第五、第十二兩卷實與神田香巖君藏舊鈔尚書殘卷同出一手」と指摘したのに始まる。『寶左齋文』(1923年)所收、いま『内藤湖南全集』第十四卷(東京：筑摩書房、昭和51年7月)に據る、その7頁。

科學研究費助成金・基盤研究(B)

中國典籍日本古寫本研究の精密化と
國際的情報発信

研究代表者：道坂 昭廣

舊鈔本古文尚書存佚表

宮内廳書陵部	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
東洋文庫	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
東京国立博物館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

*太字の数字は存巻、背景粉紅色は同筆。

文庫の所蔵)について以下二篇の跋文を書いて、その價値の宣揚に務めた。

神田氏藏古鈔尚書跋(大正四年二月)

岩崎男藏古鈔尚書跋(大正七年九月)

現在宮内廳書陵部に保管される九條道秀公藏本(當時)が田山信郎氏によって發見されたのは昭和八年夏であったが、その後湖南も上京してそれを實見し、解説を書き終わるまでは死ねないと言ったと伝えられているが³、湖南は當時すでに病に侵されており、その實現を見ることなく昭和九年六月二十六日に逝去した。ちなみに該寫本はのち昭和十七年六月に、京都帝國大學文學部景印舊鈔本第十集として全巻が影印刊行されている。

内藤湖南は明治末年に京都帝國大學文科大學の講席に列なつて以後、數多くの題跋を書いている。とりわけ日本國內に遺存する古寫本については、重要な寫本の多くが湖南によって發見、紹介されたのである。これらを以下に摘記してみよう。

大唐三藏玄奘法師表啓跋(明治四十三年六月)

景印高山寺本冥報記跋(明治四十三年六月)

上野氏藏唐鈔王勃集殘卷跋(明治四十三年八月)

畫圖讀文跋(明治四十三年八月)

神田氏藏古鈔尚書跋(大正四年二月)

岩崎男藏古鈔尚書跋(大正七年九月)

容安軒舊書四種序(大正八年十月)

聖武天皇宸翰雜集跋(大正十年十月)

富岡氏藏唐鈔王勃集殘卷跋(大正十年十二月)

舊鈔本翰苑跋(大正十一年三月)

正倉院本王勃集殘卷跋(大正十一年八月)

杜家立成雜書要略跋(大正十一年八月)

晉人寫三國志殘卷跋(昭和五年八月)

古鈔本五行大義殘卷跋(昭和七年五月)

稻葉岩吉宛明治四十三年八月二十八日付書簡に「表啓

の跋文の後に、嘉納(白鶴)の畫圖讀文の跋をかき、上野理一氏の王勃集逸篇の跋文をかき、此頃は序跋専門家になり申候、呵々。王勃集は歸朝の後一部進呈可仕候」とあるのは⁴、上掲のうち最初の三跋であり、湖南の口吻からいって、本人も好んで執筆していた形跡がある。湖南は序跋専門家と言っているが、序跋(題跋)は中國の傳統的な表現形式であり、それに學術的な知見と批評を盛り込むことは中國ではよく行われたことだが、日本の學界では湖南を措いてはほとんどその例を見ない。湖南がこの形式を擇んだについては羅振玉などとの學的交流が背景にあることは豫想に難くないが、この點はやはり注目すべき事實であろう。また一方で、漢文を用いて發表することで、中國の學者のみならず、歐米の漢學界にもその影響を及ぼし得る効果もあった。湖南は上に列挙したうち三藏法師表啓、冥報記、王勃集の影印本を、フランスに留學する京大の同僚榊亮三郎に託してシャヴァンヌに贈った。シャヴァンヌは湖南に書簡を送り、これらの影印本惠與に感謝するとともに、ペリオによって『通報』(*T'oung pao*)に書評が掲載されることを報じている⁵。さらに日本語の知識の不足が日本學者の研究成果を充分に利用できないことが遺憾だと言っているように⁶、ヨーロッパの中國學者にとっても漢文こそが優先される共通語であったのである。

ところでシャヴァンヌがペリオに書評を委ねたのは、それが適任であると考えたからであるに違いないが、湖南が「景印高山寺本冥報記跋」の末に附記して「聞佛國人伯希和亦獲此書於敦煌石室中未知卷第與此鈔本同否異日若能以此書郵寄伯君校讎異同千古疑團庶渙然冰釋矣虎又識」と言ったことに答えさせる意味もあった⁷。

4 『内藤湖南全集』第十四卷、476頁。

5 事實、ペリオの長篇書評が日を経ずして『通報』に掲載された。Paul Pelliot, *Trois manuscrits de l'époque des T'ang récemment publiés au Japon par M. Naitō Torajirō* (内藤虎次郎氏による日本近刊の唐代寫本三種), *T'oung pao*, Vol.13, No.3 (1912), pp.482-507.

6 1912年9月2日付シャヴァンヌ(Ed. Chavannes)の湖南宛書簡。關西大學内藤文庫、鹿角9-110-5。

7 ペリオは上記書評で、P.3126に「冥報記」の文字が見えるものの、それは明らかに誤記した題名(un titre manifestement

3 武内義雄「九條公爵家本隸古定尚書に就いて」、もと『漢學論叢』昭和十一年十月に掲載、いま『武内義雄全集』第三卷(儒教篇二)(東京:角川書店、昭和54年1月)に據る。その395-6頁。

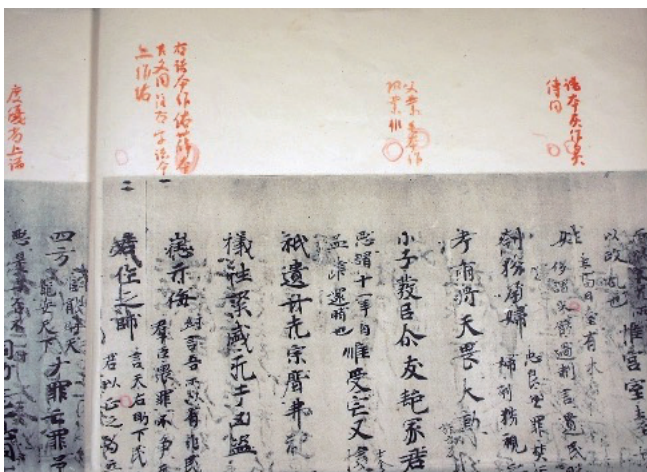
さて神田氏が家蔵の古鈔尚書を出版するに当たって、湖南は跋文の執筆を快諾したものと思われるが、それなりに相当な時間をかけて準備をしたものらしい。大正四年一月十八日付け湖南の神田香巖（巖）宛書簡に「跋文今日まで差上可申筈の處狩野博士倫敦にて校合の敦煌本と一應對校致度旁今一兩日丈猶猶豫被下度候、少々大げふになり我ながら閉口致居候」とあり⁸、更に二月四日付け書簡には「跋文淨寫相後れ居り御申譯無之候、楊守敬追悼會の爲土曜迄は寸暇無之候間何卒月曜日に持參迄御猶豫被下度候少し冗漫に相成淨寫に一寸手間とれ候次第に御座候」とあって⁹、なかなか苦勞していることが窺える。實は湖南がこの跋文を執筆するに当たって残した材料が關西大學内藤文庫中に見られる。その概略を簡単に紹介しておきたい。それは（一）神田氏藏本古文尚書の影印毛装本、（二）羅氏跋文、（三）メモ一紙、からなる一件資料で、『内藤文庫各種資料リスト』¹⁰では「書籍31」という番號が附されている。（一）は全冊にわたって上欄に朱字で校勘の文字を記入してあり、湖南の勉強のほどが窺える。（二）は羅振玉による跋文を彙文堂の野紙に寫し取ったもので、湖南が神田香巖に依頼して送って貰ったものであろう。湖南の手ではない。おそらく香巖が當時まだ三高の學生であった孫喜一郎にでも命じて寫させたものと推測する。（三）のメモは「元秘抄藤貞幹國朝書目臨時部 高辻長成卿著 長成卿參議正二位弘安四年十二月十五日薨七十七」とあって、紙背文獻の元秘抄に関する覺書である。メモの内容がほとんどそ

のまま跋文の最後に用いられている。

筆者はかつて東京國立博物館で神田氏舊藏の尚書卷六を實見する機會に恵まれた。その卷末には羅振玉による甲寅（1914）六月二十五日の跋及び問題の内藤湖南による跋が連続されている。何時このように表装されてものかは不明だが、これが舊藏者の神田香巖によって爲されたものであることは、前後の綴じ目に「神田醇號香巖」（白文）と「子醇父」（朱文）の二印記¹¹が鈐されていることから確認し得る。

さて羅振玉は數年後に神田香巖の許諾を得て、自らも別途影印本を刊行しているが、再刊時の羅跋をオリジナルと比べてみると字句に若干の違いがある。一行の字數も異なるし、後者には「此卷香巖翁既印行而流傳于我邦者甚少、因請于香巖翁再印入海東古籍叢殘中以廣其傳、香巖翁許焉。其好古而不自私其高誼可頌也。歲戊午（1918）六月校印畢又記」という二行が付け加えられている。これによれば、羅氏が戊午年六月に影印刊行した時に若干手を入れて新たに書寫したものと知られる¹²。また前者には「振玉之印」（朱文）¹³が押してあるが、後者には印が見えない。

湖南の跋は東博に歸している原本では羅跋の後に置かれているが、これを影印本の跋と比べてみると、本文は訂正した箇所なども一致しており全く同一のものであることが分かる。湖南が跋を脱稿して神田香巖に手渡したものを寫眞版にして影印本に加えたものであることは明らかだが、ここに不思議なことがある。それは東博にある原跋には、首に「寶馬盒」（朱文）、尾に古字の「虎」印（白文）¹⁴が鈐されてあるのに對して、影印本では末尾に「藤虎之印」（白文）「字曰炳卿」（朱文）の二印¹⁵に取り換えてある。これは最近になって東博調査時の寫眞を見ていて氣付いた事柄で、正直に言って、當初一體何が起っているのか説明が付かなかった。なにしろ跋



圖一 眉批（校勘注記）

fautif)であると述べている（書評の498頁）。

8 『内藤湖南全集』第十四卷、508頁。

9 『内藤湖南全集』第十四卷、509頁。

10 關西大學學術リポジトリのうち、圖書館→コレクション→關西大學所蔵内藤文庫1：講義ノート、研究ノート類、と辿るとリストのpdfが見える。

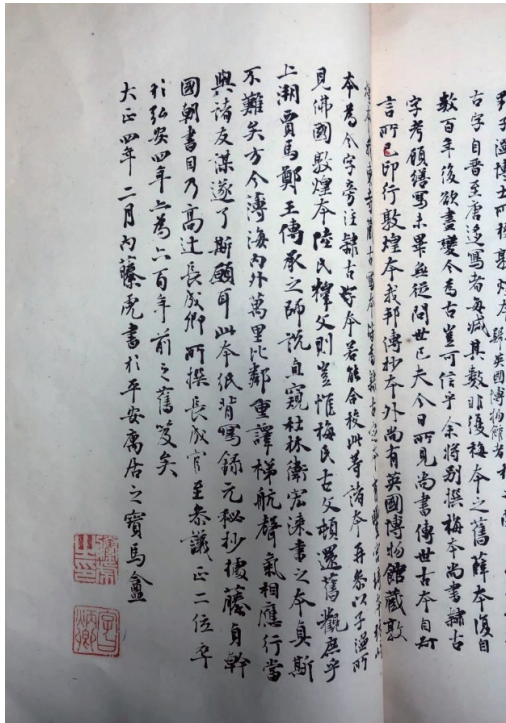
11 ただし後者の「子醇父」は湖南跋文の末尾を標紙に貼り繼いだ個所に見えるだけで、羅振玉跋文の前には前者の印記のみである。

12 『雪堂校刊羣書叙録』（1918）には、修改後のテキストを「日本唐寫本古文尚書周書殘卷跋」として収めるが、附記は省略してある。

13 ちなみに羅氏のこの印章は蕭文立『羅雪堂述叢稿』上册（瀋陽：萬卷出版社、2012年10月）の「甲姓名印六十一方」のうち第三十三號印と同一のものであるらしい。ただ李洪嘯編著『羅振玉印譜』（長春：吉林文史出版社、2012年1月）は収録數が少なく、見えていない。

14 これは圓山大迂（1838-1916）が彫ったもので、早い時期からの湖南の愛用印である。

15 これら二印はともに桑名鐵城（1864-1938）が刻したもの。



圖二 影印本の末尾

文そのものは完全に同じものなのである。よくよくこの問題を考えて見ると、解釈の仕方は一つしかない。おそらく湖南が最初に書いた跋文には印は押されていないのであろう。ところが出版に際しては、朱印部分をそのまま復原するためには、墨版と色版の二つを用意して印刷しなければならないが、朱の色版部分のために用意したものが圖二の二印だったというわけである。一方、神田家の原跋のほうは、その後の然るべき時期に求めに応じて加えた印記なのであろう。そう考えなければ理解が難しい。ちなみに大正七年に東洋文庫から影印出版された岩崎本にも湖南は跋を書いているが、こちらには虎に圖様を描いた印が押されている（但し白黒）。岩崎文庫本に付された原跋を見る機会がなく比較し得ていないが、おそらく同じ印章が用いられているものと推測する。

以上、舊鈔本尚書にこと寄せて、あまり意味もない雑文を記した。ただ題跋という形式が内藤湖南の學問にとって、日本の他の學者には見られぬ特色ある表現様式であったことは再度強調しておいてよいと思われる。

關西大學内藤文庫所藏『竊憤錄』について

玄 幸子

今回取り上げるのは『竊憤錄』3卷¹附「阿計替傳」（辛棄疾撰；（日本）小杉醇校）である。『内藤文庫漢籍古刊古鈔』では「（史部）六雜史類」に97、98、99の3項目にわたりとりあげられているが、「97南燼紀聞録一卷」「99竊憤續録一卷」は何れも「竊憤録一卷（別掲史98）に附す」として98に次の通りまとめて記載されている。

98竊憤録一卷南燼紀聞録一卷竊憤續録一卷 鈔本
宋辛棄疾撰 一冊/²原題、「竊憤録 宋辛棄疾著」。
10行20字。序跋、「南渡錄目錄序文大略」。四庫
總目卷五十二存目「南渡錄二卷竊憤録一卷」。〔其他〕
／一、卷内手寫「小杉醇校字」。二、校定あり。（59頁）

次にその詳細を確認していくと、まず、表紙には「竊憤録」とあり、1枚繰ると「竊憤録 上」とあり、さらに繰ると、以下の通りである。

南渡錄目錄序文大畧 1
南燼紀聞一册上下二卷附大畧序文准海周輝
別本或不署名
竊憤録正續二卷附阿計替傳宋辛棄疾號稼軒
是編皆記徽欽二帝在北之事乃宋遺民張氏自虜
中南渡携來共書四卷不一其名故直名南渡錄觀
後阿計替傳可見非以高宗之南渡名篇也南盈氏
識
大畧
靖康元年丙午二月初二日金人圍京城三月初三日
金人北去十月十九日金人元帥粘罕再圍京城 10
二十五日京城陷金兵入城粘罕營在外遣人入城 1
求兩宮幸虜營議和及割地等事二年正月十一日
粘罕又遣人請帝車駕詣軍前議事二月十一日車
駕出城幸虜營十七日車駕還宮三月初三日車駕
再重幸虜營次早帝見太上皇亦到營中初四日至
十五日皇族后妃諸王累至軍中不止十六日粘
罕命以青袍易二帝所服以常人女衣易二后所服
侍衛番奴以南家子呼帝十七日金人以張邦昌為
帝國號楚十八日太上及帝并二后乘馬北行二十

1 圖書館資料ID 202273784 請求記號 L21**1*1064

2 以下本稿では「/」で改行箇所を示す。

日次黃河岸二十二日次衛州二十七日至泉鎮四 10
 月初一日過眞定府五月十一日至燕京朝金主六 1
 月初二日朱后薨時年二十有六十三日至安肅軍
 六月末移居到雲州紹興二年鄭太后崩年四十七
 歲二帝移居西均州六年上皇崩時年五十四歲是
 年移帝往源昌州八年戊午金人廢僞齊劉豫召帝
 于源昌州十月十九日帝至燕京與故遼主耶律延
 禧同拘管鴻翼府後帝又移安養寺紹興十三年賜
 帝宅于燕京之北以居紹興十四年岐王完顏亮殺
 金主并太后亮即位十五年徙帝于城東玉田觀二
 十年又徙帝入城囚于左廡院紹興三十一年春帝 10
 崩時年六十歲 1

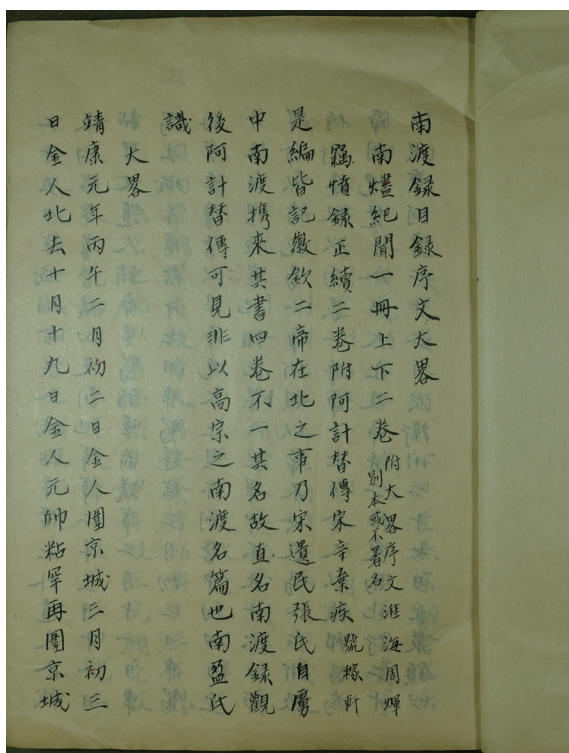
宋高宗紹興十二年金人歸徽宗及后鄭氏
 刑氏之葬攢于會稽陵曰永裕孝宗乾道七
 年金主雍莖欽宗于鞏洛之原以一品禮宋
 亡後至元世祖至元二十二年八月西僧楊璉
 眞伽發宋紹興攢莖諸帝陵寢盜取寶藏惟
 徽宗棺只有朽木一段然二帝遺骸浮沉沙
 漠初未嘗返也南還之葬係金人狡猾高宗
 被虜蒙蔽耳攢鑑紹興五年徽宗崩于紹
 興二十六年欽宗崩朱契尊訊此書恐非信 10
 史事有失實處 滋蘭室校 1

この後次葉（表）から「竊憤録卷之一／宋辛棄疾著」とあり3行目から本文「靖康元年正月初六日京師立春

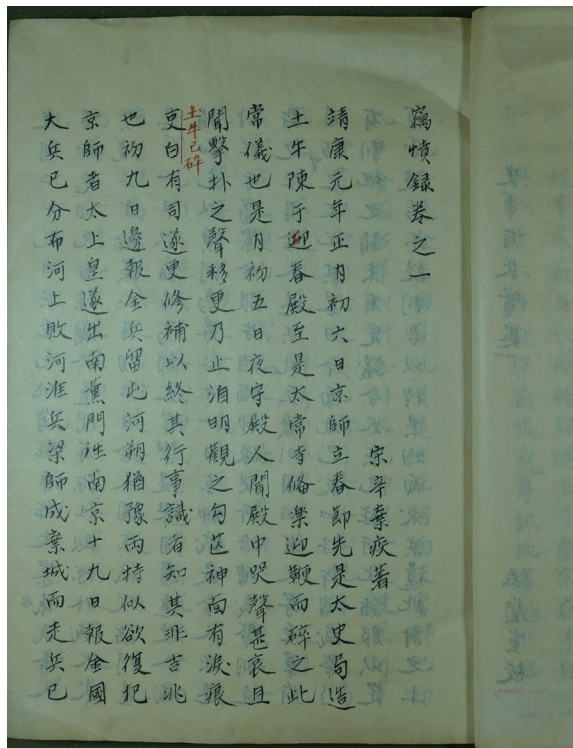
節先是太史局造」が始まり「見二帝衣服破敝亦有少遺贈者」で終わっている。さらに「竊憤録卷之二／宋辛棄疾著」は「天輔十五年宋紹興二年歲在壬子或見帝在街衢」から「年餘至天眷四年終而止」まで、「竊憤録卷之三／宋辛棄疾著」は「金國天眷四年歲在丁巳是爲宋高宗皇帝紹興七」から「（是歲亮令僉兵刷馬過河而欲犯）錢塘矣」まで記される。最後は「阿計替傳」であるが「阜昌七年春阿計替以其所書上皇少帝鄭后朱后」に始まり「爲滑州宣德使云」の行で終わる。全體を通じて題名は「竊憤録」と一貫している。ただ、「竊憤録卷之一」の最後に「靖康元年起編年日甚詳二帝至五國城而止查／閱浙江遺書種目此二卷是南燼紀聞俟攷」と案語が記されており、また最初の目録に従えばここは「南燼紀聞上下二卷」であるはずである。目録に合わせて對照させると次の通りである。

- 竊憤録卷之一 ⇒ 南燼紀聞上下二卷
- 竊憤録卷之二 ⇒ 竊憤録正卷
- 竊憤録卷之三 ⇒ 竊憤録續卷
- 阿計替傳 ⇒ 阿計替傳

『南渡録』『竊憤録』は共に鄧瑞全、王冠英『中國僞書綜考』（黄山書社 1998）に「全書僞」として解説があり、宋辛棄疾著とするのは僞託であるとされる。その根據として『四庫全書總目提要』が年號表記の誤りなどから「此二書所載，語并相似。舊本或題無名氏，或并題爲辛棄疾撰，



（内藤文庫所蔵）南渡録目録序文大略



（内藤文庫所蔵）竊憤録卷之一 第一葉表

蓋本出一手所偽託、故所載全非事實」とするのを引用するほか、清丁丙『善本書室藏書書誌』の傳是樓抄本『南渡錄』四巻の注を引きいずれも「偽書」とする点において一致していると述べる。

現存資料について依據した底本が明確なものをまとめると以下の如く大きく四種類に分けることができる。

1、四庫全書存目所收

南渡錄：復旦大學圖書館藏清胡可大鈔徽欽遺事本

竊憤錄：蘇州市圖書館藏清初徐鈞家鈔本

竊憤續錄：蘇州市圖書館藏清初徐鈞家鈔本

2、學海類編 24、25 冊所收

南渡錄大略：上海涵芬樓據道光六安晁氏木活字
排印本景印

南燼紀聞錄：同上

竊憤錄：同上

竊憤續錄：同上

阿計替傳：同上

3、筆記小説大觀所收

南燼紀聞錄 6 編 3 冊

竊憤錄・竊憤續錄・附阿計替傳 21 編 3 冊

南燼紀聞（黃冀之著）・阿計替本末 21 編 3 冊

4、中國近代内亂外禍歴史故事叢書

惠定宇所藏傳是樓鈔本による排印本

南渡錄 目次

大略

卷一 南燼紀聞録上

卷二 南燼紀聞録下

卷三 竊憤録

卷四 竊憤續録

阿計替傳

このうち内藤文庫所収本と最も近いのは惠定宇所藏傳是樓鈔本による排印本である中國近代内亂外禍歴史故事叢書本である。目次の後に「是編皆記徽欽二帝北狩之事乃宋遺民張氏自虜中南渡携來其書四卷／不一其名故直名南渡錄觀後阿計替傳可見非以高宗之南渡名書也」と案語が記されているのは、前掲の丁丙『善本書室藏書書誌』の傳是樓抄本『南渡錄』四巻の注にも引かれている。この案語は多少の文字の異同はあるが内藤文庫本の「南渡録目錄序文大畧」の序文に当たる部分とほぼ同一であり、全體の構成も一致している。

内藤文庫本は書寫時期などの詳細は不明であり滋蘭室（温洪隆）および小杉醇といった近人の校字が入り古寫

本と言い難いが、善本を寫したものであることは間違いない。中國近代内亂外禍歴史故事叢書本の鄧實（1877－1951）跋文に「是錄俗本謬誤頗多、惟傳是樓本與降雲樓本近雅」と述べているように多くの俗書が存在していたことは想像に難くない。筆記小説大觀 21 篇 3 冊に収められる黄冀之著『南燼紀聞』および『阿計替本末』などは諸本をまとめたうえに潤色を加えたものであろうと思われる。

さらに内藤文庫本が重要であると思われるのは目錄「南燼紀聞一冊上下二巻」の下に割注で「附大畧序文淮海周輝別本或不署名」とある他に見られない情報による。淮海周輝とは北宋詞人周邦彦の子息である。辛棄疾に偽託される理由をここからも読み取れるであろうか。

前述の序文の最後に「南盈氏識」とある南盈については詳細は不明である。また、なぜ一貫して『竊憤録』としてあるのかも理由は分からない。ただ俗書が寫本の形態でさまざまなバリエーションで通行していた様相を伝えるという点においても貴重な存在だといえよう。

なお、東京大學倉石文庫に「竊憤録 3 卷；阿計替傳／（宋）辛棄疾著」が所藏される³。實見の上内藤文庫本と比較したところ以下の所見を得た。

構成内容は内藤文庫所藏本とほぼ同じ。書寫文字は内藤文庫本より端正である。巻末に田村某の書とある。朱の批點、批語は誰によるかは不明であるが、首尾一貫してかなりの量がみられる。第一巻書名「竊憤録卷之一」の右傍にも朱筆で「南燼紀聞録」とある。内藤文庫本で見られた小杉醇校字箇所多くの書寫ミスは略正しく書寫されている。巻一の第一葉本文五行目「吏白」の右傍に「土牛已碎」と朱寫されるのは朱ではなく墨寫されている。「竊憤録卷之一」の最後の案語まで同一であることから同じ底本に基づいて書寫されたことは間違いない。ただ底本については、日本漢籍データベースなどを見る限り探し出せない。

3 書誌情報（目錄序文の書名：南渡録／鈔本／無界 10 行 20 字／朱の批點、批語あり）とある。

「とうとう見つかった例の上野氏所蔵卷子は唐の王勃集の一部也大成功で（ここに天狗の面の略畫 / をかきあり。編者記）也」。これは明治43（1910）年8月15日、内藤湖南が小川琢治に送った繪はがきの文面である（書簡315『内藤湖南全集』巻十四 筑摩書房1976年7月）。このはがきを見ることができないのは大變残念であるが、短い文面に湖南の興奮が傳わる。

神田喜一郎「清六大家畫譜」と「王勃集」（『上野理一傳』朝日新聞社1959年12月）は、このはがきの解説になっている。少し長くなるが引用する「このほか漢籍の古寫本としては、いろいろ澤山お蒐めになっておられますが、その中でも特に有名なのは唐の詩人の王勃という人の文集であります。これは大變有名なもので、もちろん國寶に指定されておりますが、これはもともと灘の吉田という幕末以來の大素封家で、その家を聆濤閣と申しましたが、その吉田家に傳わっていたもので、それを上野さんが手に入れられたのであります。唐時代に書かれた一卷の巻物でありまして、日本に奈良時代に傳わってきたものと存じます。ところでこれは今日では王勃の文集であることが明かになっておりますが、その本自體には王勃の文集であるということは全く書いてありませず、實は誰の文集か誰にも分からなかったのであります。ただその本の最後に「集卷廿八」とありますだけで、昔からよい加減な名を以て呼んでおったのであります。ところが私の家にその文集の一部が離れたと思われるものが一枚ありまして、その中に書いてある内容を内藤先生が大變なご苦心の上研究されました結果、今まで誰の文集とも分らなかった上野さんの「集卷廿八」というものが、王勃の文集であるということが明かになったのであります。この発見は内藤先生としては非常なご自慢で……」。

「大變なご苦心」と「ご自慢」が大げさな表現でないことは先のはがきからも見て取れる。これは湖南も「上野氏藏唐鈔王勃集殘卷跋」で「嘗觀平安神田香巖君藏唐鈔過淮陰謁漢祖廟祭文奉命作一首……其體式書法全與此墓誌同、其紙縫有興福傳法印、紙背寫大乘戒作法、亦並同」と言っている。

神田は、この卷子本が吉田聆濤閣の藏であったと述べる。吉田家は江戸後期から明治初期三代にわたって文物を熱心に収集し、それらを『聆濤閣帖』『足利帖』『聆濤閣

集古帖』と稱する圖冊で公開した¹。それらには出土物などの摹寫・拓本とともに、古寫本・古刻本の書影も掲載されていた。書影の公開という点では、吉田家のこの試みはかなり早い例ではないかと思われる。私はこれまで、國會圖書館、筑波大學圖書館（共に1冊本）、また東京國立博物館（甲乙2冊）が所蔵する『聆濤閣帖』をみることにできた²。國會、筑大、東博（上册）は、一部朱黒二色の頁もあるが、『卷二十八』（聆濤閣は「集卷」と名付けていた。本稿では混亂を避けるため、以下『王勃集』巻二十八をこのように表記する）巻頭の模刻も含め多くは單色で、内容に違いはなかった。ただ『聆濤閣帖』について恐らく最も早い紹介と思われる正木直彦「聆濤閣古文書と集古帖」（『美術研究』4 1932年4月）が列挙する『聆濤閣帖』の古文書・古寫本類に『卷二十八』の記録はなく、私が目睹した内容とも一致しなかった。その後、反町茂雄『一古書肆の思い出4 激流に棹さして』（平凡社1989年）に「木版極彩色刷の『聆濤閣帖』三冊」という記述とその紹介があることに気付いた。この三冊本は未だ所蔵を見つけれないが、『聆濤閣帖』には單色版と彩色版があり、直木論文にいう『聆濤閣帖』は彩色版であり、單色版はダイジェスト普及版のような位置付けであったと思われる。

ところで直木論文には「集古帖と假に名付けたる古物類従は四十六帖五函より成るもので此類の編輯としては最も宏博のものであらう」とあり、『集古帖』は、彩色版よりさらに大部なものであったことが記録されている。この集古帖が、國立歴史民俗博物館に『聆濤閣集古帖』（以下『集古帖』と表記）の名で所蔵されていることを知り³、本科研を利用し、見學に赴いた。

1 吉田家については本文に挙げる正木論文、反町茂雄の著作のほか、仁藤敦史「歴史の證人寫真による收藏品紹介『聆濤閣集古帖』（『歴博』130 2005年5月）。また注3の共同研究の成果である『まぼろしの聆濤閣コレクション』（同研究報告會 2019年12月）を参照した。

2 東京國立博物館所蔵『聆濤閣帖』は公開されている。<https://webarchives.tnm.jp/dlib/detail/4478;jsessionid=04A223AB56B04FA1EE92D54F064EEDFB>

3 國立歴史民俗博物館藏本は、<https://khirin-i.rekihaku.ac.jp/mirador/shuko.html>で、公開されている。また2017～19年度『聆濤閣集古帖』の総合資料學的研究」というテーマで共同研究が實施されている。



図1 『聆濤閣集古帖』（国立歴史民俗博物館蔵）

『集古帖』は吉田家また他家、寺社の所蔵する文物を摹寫して載せているとされる。『集古帖』には、『聆濤閣帖』（単色版）と同じく『卷二十八』巻頭11行が掲載されているが、破損の様子など用紙全體が寫されていた（但し、巻頭の上下にある「（興福）傳法」の印は寫されていない。また私にはこの一頁は模刻のように見えた）。

『集古帖』をみて私が驚いたことが2つある。1は単色版に「集卷」とだけあった文字の下に、「聆濤閣藏 橘逸勢筆」とあることだった（図1）。「集卷」と墨色・字體を異にし、後の書き入れである。大正6年『王勃集廿九三十』が、『橘逸勢集』として赤星氏の賣立に出たが、『卷二十八』は既に上野家に移り、『王勃集』と判明していたのであるから、これは聆濤閣所蔵時期の書き入れであろう。正木論文に「集古帖は渚翁（道坂注：第三代）に至るまで補正に努めた形迹がある」と言う。その形迹の一つかもしれない。この卷子にも橘逸勢筆という傳承があったことを、私は今回初めて知った。吉田家が橘逸勢筆の傳承をなぜ『聆濤閣帖』に記さなかったのかはわからない。ただ吉田家はこの卷子に、かなり強い關心をもっていたようだ。その想像の根據が、私が驚いたことの2つ目である。『卷二十八』の次の頁を開くと、『聆濤閣帖』に無かった「漢高祖廟祭文」（以下「祭文」と表記）が置かれていたのだ。『集古帖』の「祭文」は、末尾に「天保癸巳季夏之日摹寫 桐山知義」とある（図2）。これが桐山の寫本そのものであるのか、それを更に模寫（或いは模刻）したものであるのかは、わからない。ただ、桐山の摹寫は「興福傳法」印、蟲損の形状も、現在東博が所蔵する「祭文」と一致する。彼が原本を摹

寫したことは間違いない。上に紹介したように『集古帖』掲載の一部は、他家の所蔵を借りて寫したのもあった。「祭文」は聆濤閣の所蔵ではなかったのではないか。

桐山は京都に暮らした書家のようなので、京都で「祭文」を摹寫した可能性が高い。だがそれは神田家であったのだろうか。神田家は江戸初期から續く京都の名望ではあるが、古典籍の積極的収集は喜一郎の祖父香巖からとされる。桐山が模寫した天保癸巳、即ち天保4（1833）年は香巖が生まれる前である。吉田家は京都の公家・寺社と交流があったとされるが、神田家と交際があったかは私には調べがつかない。神田家以前の所有者から書寫したのかもしれない。更に、より基本的な疑問として桐山がなぜ「祭文」を摹寫したのかもわからない。原本を得ることができなかった吉田家が天保4年に彼に摹寫を依頼したのか、或いは吉田家がそれ以降にこの摹寫を得たのか。ちなみに天保4年は聆濤閣コレクションの創始者たる道可の子、二代目の拙翁の死の翌年である。三代目渚翁が『集古帖』を補充するなかでこの摹寫を得たのだろうか。何もかも分からないが、ただなぜここに置かれたのかについては、聆濤閣がこの二つの類似に氣付いたからだと言断してよいのではないか。

吉田家は更に『卷二十八』の斷簡も所蔵していた。2018年『卷二十八』から切り取られた「陸録事墓誌」の一部が発見された。詳細は別稿を用意したいが、佐藤道生博士の所蔵2枚各三行のうちの1枚の裏に「聆濤閣 / 鑑藏記」の印が押されていたのだ⁴。

4 佐藤道生「日本漢學研究に於ける古筆切の利用」（『慶應義塾

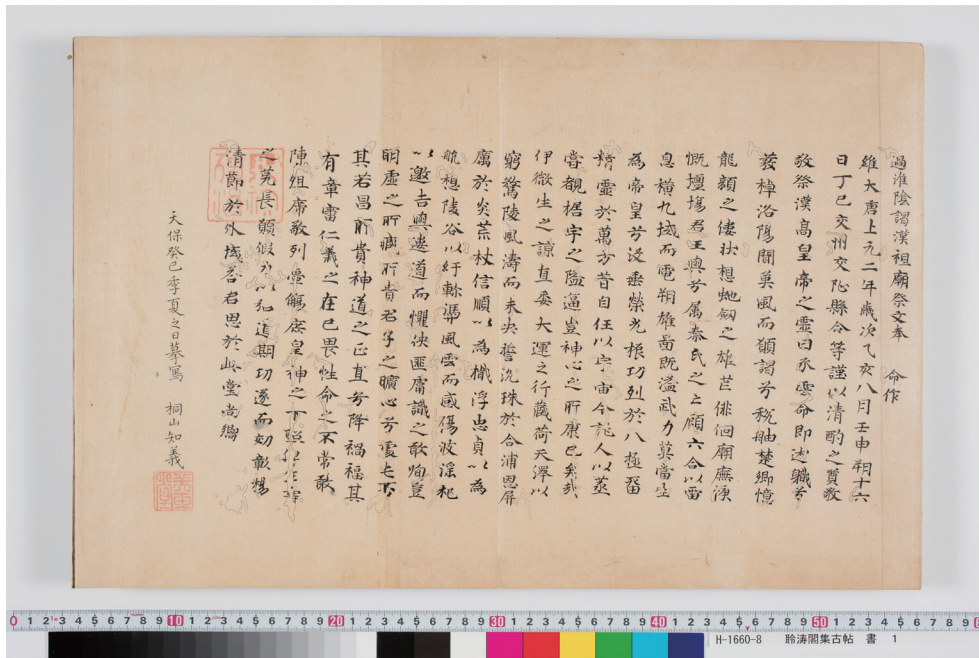


圖2 『聆濤閣集古帖』（國立歷史民俗博物館藏）

「陸録事墓誌」の銘文部分の3行が、江戸中期の古筆了仲所傳の手鑑『翰墨城』に押されており、同墓誌全文はそれ以前に切り取られた。それを更に割断したこの1枚を聆濤閣が『卷二十八』の一部と氣付いていたかは分からない。しかし、「祭文」の摹寫と断簡の印は、吉田聆濤閣の『卷二十八』に對する強い關心を示すものではないだろうか。

聆濤閣は、誰の文集であるかという点にはさほど關心

中國文學會報』3（2019年3月）を参照。なお2019年末、杭州で行われた西冷印社の拍賣に「陸録事墓誌」の断簡1枚12行が出た。

がなかったかもしれない。しかし自家に傳わる卷子をより完全なものにしようという意味をもち、それを可能にする鑑識眼はもちろん、更に情報網を持っていた。財力のある家が、寺社貴顯、更には同好の人々との交流を通して、日中の古典籍を搜索収集するという江戸後半期の學術のありようが、聆濤閣の『卷二十八』からうかがえるように思われる。

* 貴重な資料の閲覽と掲載を許可していただいた、國立歷史民俗博物館に感謝申し上げます。また佐藤道生先生には、御所藏古筆切の閲覽とともに、私の初歩的な質問にも丁寧にお教えいただきました。あらためて感謝を申し上げます。

讀京都大學人文科學研究所藏鈔本周易正義跋

永田 知之

京都大學人文科學研究所（人文研）の前身の一つに數えられる東方文化學院京都研究所は、研究上の資料となる漢籍の収集に創立（1929年）當初より努めてきた。ただし蒐書の重點は清代の（當時はそう珍しくなかった）刊本に置かれ、稀覯本は概ね對象とされなかった。草創期に研究員だった吉川幸次郎（1904～1980）の言葉を借りれば、「珍本は敬遠」されていたのである（『人文科學研究所東方部の漢籍と私』『吉川幸次郎全集』第23卷、筑摩書房、1976年、641頁）。殘缺を伴う舊刊本・鈔本を購うほどならば、より新しくても同じ文獻の完備

したテキストを得た方がよいという、讀書・研究への重視がそこにあったことは想像に難くない。もっとも研究所の内外より贈られた漢籍にまで視野を広げれば、「珍本」も藏書に含まれる。狩野直喜（1868～1947）が寄贈した『周易正義』は、その一例である。

京都帝國大學の教授（主な専門は中國文學）にして、後に京都研究所の初代主事・所長を務めた狩野がしたためた跋文を含め、ここで取り上げる『周易正義』（7冊）は全體が既に「東方學デジタル圖書館」（<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/db-machine/toho/>

ShiSanJingZhuShu/html/A014menu.html) で公開されている。まずは跋の全文(圖1)を含む「本所善本提要」(『東方學報 京都』第10冊第1分、1939年、155頁)を引用しておく。なお、「本所善本提要」は無記名の文章だが、『吉川幸次郎全集』第17卷(筑摩書房、1969年)に「東方文化研究所善本提要」として再録されるので、吉川の手になった文章と分かる。いま再録された際の譯文を参照して、假に句讀を施した。

周易正義十四卷(唐孔穎達等奉敕撰 舊鈔本)

每半頁十五行、行二十字。舊爲京都富岡氏所藏。有桃華盒珍藏印。後歸狩野博士、由博士捐贈本所。有博士跋。

我國所存舊鈔本周易正義、除經籍訪古志所著錄、尚數種、此其一也。檢書體、不出一手。然卷五以外、殆足利時代物。今按以刊本(刊本翁覃溪識語云、曾爲俞石礪季滄葦所藏、此宋槧之最古者。昭和乙亥冬、北京人文科學研究所、借傅氏雙鑑樓藏本景印)、異同迭見、有足以正刊本誤者、有疏引經文、合於山井考文所謂古本足利本者、有旁注印本作某字一本作某字者。顧當時刊本之舶載我國者、不止一種。即使此書亦出於刊本、可知與傳本淵源不同。但作字拙陋、誤奪百出、甚有投入朱子本義者。是則舊鈔論語集解增錄皇疏之類、一時風氣令然。未得之以掩其長矣。

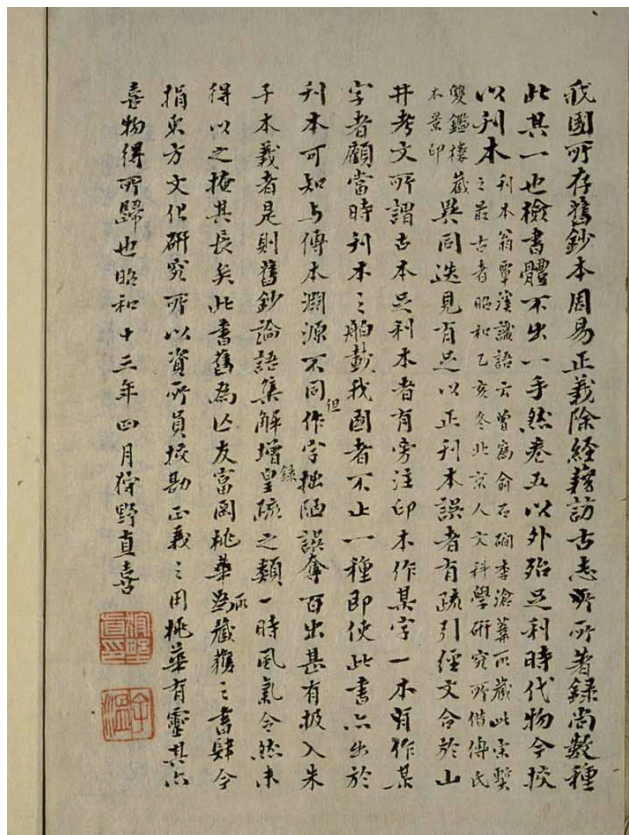


圖1 鈔本『周易正義』卷末

此書舊爲亡友富岡桃華所藏。獲之書肆。今捐東方文化研究所、以資所員校勘正義之用。桃華有靈、其亦喜物得所歸也。昭和十三年四月、狩野直喜。

「每半頁十五行」以下の一段は吉川の文章であり、跋の引用は次の段落から始まる。実際の跋文には、末尾に「狩野/直印」(白文方印)、「子/濶」(朱文方印)という印記が見える(「子濶」は狩野の字)。「我國所存舊鈔本周易正義」云々と狩野は『經籍訪古志』に著録されるそれら(巻一に六種の單疏本を掲出)とは別の鈔本だと、この『周易正義』について語り起こす。筆者を含む科学研究費補助金・基盤研究(B)「中國典籍日本古寫本研究の精密化と國際的情報発信」のメンバーで令和2年(2020)1月24日に実見した結果と、以下の書誌情報はそう異ならない。いま若干の情報を加えれば紙面縦29.0cm×横21.0cm、字高縦23.0cm×横18.0cm(巻一至巻六無匡郭)、假綴、附訓などの特徴を持つ他、書寫の時期を示す奥書等は無い。ただ、書體の異なる「巻五以外、殆ど足利時代の物」という狩野の見立ては正しかろう。より細かい年代については「室町末期寫」(川瀨一馬「富岡文庫」覺書(舊稿)、『書誌學』復刊 新35・6號、1985年、65頁)、「室町末近世初」(阿部隆一「本邦現存漢籍古寫本類所在略目錄」、阿部隆一著、慶應義塾大學附屬研究所斯道文庫編纂『阿部隆一遺稿集 第1卷 宋元版篇』汲古書院、1993年、213頁)という見解に與したい。

さて當該の『周易正義』は、正義のみで古注を伴わない、所謂「單疏本」に屬する。狩野は、これを傳增湘(1872～1949)の有に歸していた宋刻遞修の單疏本で校勘したという。「傅氏雙鑑樓藏本」(中國國家圖書館現藏)の影印は跋文にいう「乙亥」、即ち昭和10年(1935)、北平(北京)にあった人文科學研究所から出版されている。同研究所は、東方文化學院などと共に東方文化事業の一環として創設された(山根幸夫『東方文化事業の歴史—昭和前期における日中文化交流—』汲古書院、2005年、第2章参照)。傅氏の藏本は巻一の末尾に見える翁方綱(1733～1818)、號は覃溪の識語に據れば、俞琰(12世紀中葉～13世紀前半)、號は石礪と季振宜(1630～1674)、號は滄葦の舊藏書だという。今日では『續修四庫全書』第1冊(上海古籍出版社、1995年)と『重歸文獻影印經學要籍善本叢刊』(北京大學出版社、2017年)にも、同刊本の影印が収められる。鈔本『周易正義』を宋刊本と比べると、「異同迭(たが)いに出で、以て刊本の誤りを正すに足る者有り」、また「疏の引く經文」が山井鼎(1690～1728)『七經孟子考文補遺』

にいう「古本」、「足利本」と文字が等しい箇所や「印本」を参照した点が見られることから、狩野はこの鈔本が「刊本より」書寫されたにせよ「傳本と淵源同じからず」と結論づけ、暗にその価値を主張したと思しい。

もっとも「字を作(な)すこと拙陋、誤奪百出」する点は、狩野も否定するものではない。次に彼が述べる「朱子本義を扱入」という現象は興味深い。例えば巻七「家人」について、上眉に「本義曰」、「傳云」として朱熹(1130～1200)『周易本義』『周易象下傳]、程頤(1033～1107)『周易程氏傳]巻三からの引用が記される(圖2)など、宋儒の説がしばしば書き込まれる。かかる書き込みは、匡郭(單邊無界)が引かれた巻七以降に顯著であり、書寫の方針が巻六以前と異なることを示唆する。經書のあるテキストを寫しながら、系統を異にする注釋をも書き入れる現象は、狩野が指摘する如く、『論語集解]に皇侃(488～545)『論語義疏]を交える日本寫本(高橋智『室町時代古鈔本『論語集解]の研究]汲古書院、2008年、10-13、27-33、205-267頁参照)と類似しようか。「一時の風氣の然(しか)らしむ。未だ之を以て其の長を掩わず矣」とは底本に拘らず、有益な情報は補っておこうという經書を學習する際に日本人が取った方針を肯定する言葉と見なせよう。續いて、跋文は鈔本の出所に言及する。

舊藏者が富岡謙藏(1873～1918)という事實は、鈔本の冒頭「周易正義序」第一葉表に見える「桃華龕/珍藏印」(朱文長方形印)との藏書印から明らかである(「桃華龕」は富岡の室名)。京都の商家に生まれ、文人畫の大家として知られる富岡鐵齋(1837～1924)を父に持つ謙藏は、古鏡・繪畫を研究の主な對象とする中國考古學・文化史の専門家だった。明治末年に新設された京都帝國大學文科大學の講師として、京都に新たな中國學を興起させた點で、彼は狩野らの同志であった(神田喜一郎「支那學者富岡桃華先生」、『神田喜一郎全集]第9卷、同朋舎出版、1984年が参考になる)。その謙藏が早世し、鐵齋も没した後の1930年代、彼らの藏書が二度に分けて賣立に附されることになる。

國寶をも含む富岡父子舊藏書の賣立は、藏書家や古書肆の間で相當話題になったらしい。昭和11年(1936)には大阪府立圖書館で富岡文庫善本展覽會が開催されており、この折の目録や書影集で同文庫の善本に富む様子は、既に知られていた(同年に大阪府立圖書館が編んだ『富岡文庫善本展覽會目録]大阪府立圖書館、『富岡文庫善本書影]小林寫眞裝版所出版部では共に「五八 周易正義」が著録される)。昭和13年(1938)6月に行われた第1回の賣立に出陳された古典籍の中に、小文で

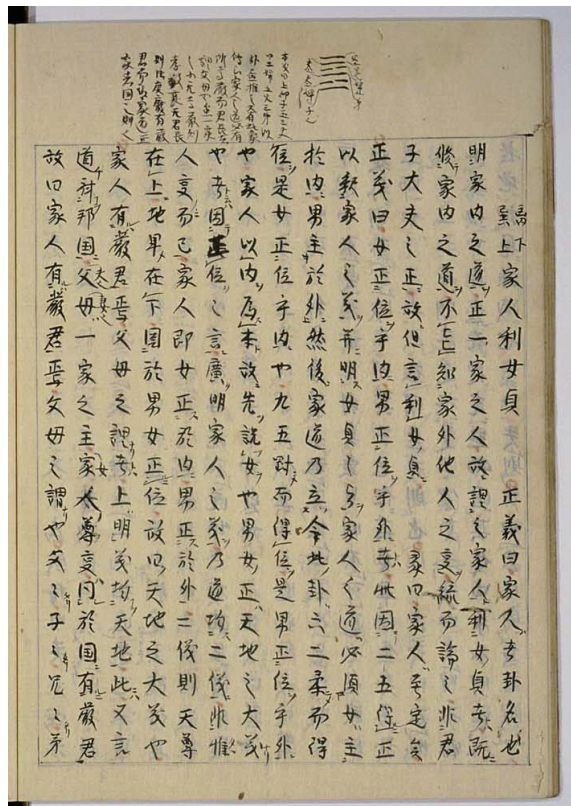


圖2 鈔本『周易正義』巻七

論じてきた鈔本も見出される(『富岡文庫御藏書入札目録]ヨハ子堂、1938年に「二四 古鈔本周易正義」が見える)。書肆の佐々木竹苞樓を通して、同書を手にしたのが狩野であった。なお落札額は468圓で、『富岡文庫藏書落札値段表]2頁、『富岡文庫御藏書入札略目録]2頁に見える古書籍商反町茂雄(1901～1991)の書き込み共に異なるところが無い(柴田光彦編『反町茂雄收集古書販賣目録精選集 第7卷 昭和12年5月～13年5月]ゆまに書房、2000年にこれら値段表等の影印を収める)。

狩野が鈔本『周易正義]を落札した背景には、「亡友」富岡との交誼は當然ながら、資料の有効な活用を目指す意圖もあったと考えられる。後に『尚書正義定本] (東方文化研究所、1939～1941年)などに結實する經書の校訂が、東方文化學院京都研究所の經學文學研究室では夙に進められていた。跋文の「所員正義を按勘するの用に資せん」という言葉は、それを踏まえている。「桃華に靈有らば、其れ亦た物の歸する所を得るを喜ぶ也」との一文から、富岡の舊藏書に終の棲家を与えられた狩野自身の喜びを読み取れよう。因みに、狩野が『周易正義]に投じた金額は、研究所の方にも知られていた。人文研に傳わる同書の圖書カードに「¥468.91」という學者にとって安くなかう額が記されているからである。「本所善本提要」に同書が列せられたのは、後進の狩野に對

する敬意にもよるのだろう。

やや不審に思われるのは、狩野が跋の末尾に「昭和十三年四月」と記すことである。富岡文庫の入札は翌々月のことだから、これは跋文の草された実際の時期ではない。實は同年の3月に狩野は京都研究所の所長を辞し、4月には研究所自體も東方文化研究所に改組された(『人文科學研究所 50年』京都大學人文科學研究所、1979年、42～43頁)。思うに狩野にとって『周易正義』の購入・寄贈は舊友を悼み、後續の者に資料を提供するのみなら

ず、新しい組織に門出のはなむけを贈る行爲だったのではないか。そう考えれば、東方文化研究所が旗揚げする「昭和十三年四月」という年月を跋に記したことも、意味を持ってこよう。

跋に導かれて、『周易正義』に關わる事柄を述べてきたが、この鈔本が持つ學術上の意義には説き及べなかった。今は狩野の富岡や後輩たち、そして自らが牽引してきた研究所への思い入れに關する憶測を示して、ひとまず拙文の筆を擱くことにする。

汝陰と汝南——東京國立博物館藏『淮南子』寫本簡記

藤井 律之

東京國立博物館は『淮南子』兵略訓前半部分の寫本を藏する。背面は秋萩帖として再利用されており(現在では『淮南子』の方が紙背扱いされているが)、表裏両面の墨蹟ともに國寶という、極めて貴重な寫本である。この『淮南子』寫本は第一紙第一行にもとづいて「淮南鴻烈兵略間詁」と呼ばれており、その題の通り、許慎の注も含まれている(なお同行には高氏注と記されているが、これはテキストの混亂による誤り)。

筆者はかねてより、この『淮南子』寫本を實見したいと願っていたが、2019年1月から2月にかけて東京國立博物館にて開催された「特別展 顔眞卿—王羲之を超えた名筆—」に展示されていたのを觀覽して、大いに眼福を得ることができた¹。

さてこの東博本は、藍色や黄色などに染められた料紙20枚からなり、鈔寫時期は確定していないものの、唐鈔本と推測されている(なお、筆者は初唐のものと考えている)。先行研究がすでに指摘しているように、東博本は現行テキストの脱落を補うことができ(第10紙4～5行目)、王念孫ら考證學者の指摘と合致する箇所が多い。その一方で、東博本にも大きな脱落があり(第19紙10行)、また單純ミスに起因すると思われる誤字・脱字・轉倒もあるが、おおむね現行テキストより優れている、というのが先行研究に共通する評價であろう。

さて、兵略訓には、陳勝(陳涉)の亂について記された箇所があるのだが、現行テキストの許慎注では、陳勝を「汝陰人也」とするのに對して、東博本の許慎注は「汝南人也」とする(第12紙18行)。『史記』は陳勝を「陽

城人也」とするが、陽城郡など存在しないから陽城は縣であり、許慎のいう汝陰なり汝南は郡を指していることになる。

この汝陰と汝南の違いについて指摘する先行研究がいくつかあって、最初に東博本の釋讀を行った木村英一は、汝南人也。「南」、各本作「陰」。○案『史記』陳涉世家及『漢書』陳勝傳、竝作「陽城人」。地理志、汝南郡有陽城、亦有汝陰。後漢郡國志、陽城屬潁川郡、汝陰屬汝南郡。『史記』世家『索隱』曰、「韋昭曰、陽城屬潁川、地理志云屬汝南。不同者、按郡縣之名隨代分割。蓋陽城舊屬汝南、史遷云、今爲汝陰、後又分隸潁川、韋昭據以爲說」。然則汝南是。

と述べ、東博本の汝南が正しいとする²。何寧は、

寧案、注、古殘卷「汝陰」作「汝南」。『史記』陳涉世家、「陳勝者、陽城人也」。索隱、「蓋陽城舊屬汝南、今爲汝陰」。

と述べている³。何寧は汝陰・汝南の是非について踏み込んではいないが、木村英一と同じく、『史記』陳涉世家の『索隱』を引いていることがわかる。

あらためて『索隱』の該當箇所を引用しておく(テキストは乾道七年に建安の蔡夢弼が刊行した『集解』・『索隱』二注本にもとづく。また黃善夫が刊行した三家注本も同じ)⁴。

2 木村英一「古鈔本淮南子兵略篇に就いて(下)」、『支那學』第10卷第3號、1941。

3 何寧『淮南子集釋』、中華書局、1998。なお王叔岷も汝陰・汝南の異同を指摘するが、指摘のみにとどまる。王叔岷「淮南子對證」、同氏『諸子對證』、中華書局、2003。初版は1964。

4 蔡夢弼刊本については、『中國版刻圖錄』(朋友書店、1983)の圖版一六二を参照した。

1 なお、畫像はe國寶(<http://www.emuseum.jp/>)にて觀覽できる。

韋昭云陽城屬潁川、地理志屬汝南。不同者、按郡縣之名隨代分割。蓋陽城舊屬汝南、史遷云今爲汝陰、後又分隸潁川、韋昭據以爲說、故其不同。他皆放此。この、陽城にかんする『索隱』の主旨をまとめると、韋昭は陽城を潁川郡の屬縣、『漢書』地理志は汝南郡の屬縣と異なる説を主張するが、陽城は司馬遷のころに汝南郡から汝陰郡所屬となり、その後潁川郡が分置されてそちらに所屬するようになったため説が異なったのだ、ということになる。韋昭と『漢書』地理志との説の違いを時間差によって解決しようとしたわけだが、『索隱』のこの條文は曲者なのである。

『索隱』はもっともらしく「史遷云、今爲汝陰」というが、汝陰郡が設置されたのは三國時代のことである⁵。そのため、錢大昕はこの條文に疑義を呈し⁶、それをうけて、中華書局の1959年版標點本では「史遷云」を括弧に入れて衍字として扱い、2013年の修訂本でも校勘記をつけて錢大昕の説を引用している。何寧も「史遷云」の三字を引用してはいない。しかし、「史遷云」を消したところで、汝南→汝陰→潁川というタイムライン自体が誤りなのだから、本質的な解決にはならない。

さて、『索隱』の「史遷云、今爲汝陰」は、司馬貞の誤りなのか、後人が鈔寫あるいは版本とした際の誤りなのかは判然とはしない。しかし、北宋本を翻刻したという汲古閣の『索隱』單行本でも「史遷云、今爲汝陰」はみえるから、北宋においてすでに「今爲汝陰」は司馬遷の説だと認識されていたということになる。

陳勝の生地については、現在でもなお議論が続いていて確定していないのであるが⁷、この許慎注について、汝陰と汝南のどちらが正しいかと問われれば、木村英一の言うとおりに汝南とすべきであろう。では現行の『淮南子』

テキストの許慎注は、どの時点で汝南から汝陰へと書き改められたのであろうか。東博本と現行テキストの分岐については、以前簡単に觸れたことがあるが、隋諱の痕跡から、両者は隋以前に分岐したと考えられる⁸。現行テキストの系統のうち最も古い四部叢刊本は、そこから唐代の鈔寫を経ていて、さらに版下とするために北宋での鈔寫を経ている。宋諱の避け方から、四部叢刊本の底本は仁宗期のものと考えられているので⁹、それ以前に汝陰への書き換えが済んでいたことになる。

陽城について汝陰と汝南を結びつける史料は、管見の限りではあるが『索隱』しか見いだせない。中唐以降、韓愈らの稱揚によって『史記』が再評価されるようになると、『史記』はもちろんのこと、その注釋である『索隱』もよく讀まれるようになった¹⁰。陳勝の郷里である陽城について、許慎は汝南と注して、たしかに『漢書』陳勝傳の顔師古注も汝南の屬縣としているのではあるが、『索隱』はわざわざ「史遷云、今爲汝陰」と司馬遷の意見を引用している。ゆえに、許慎も本來は汝南ではなく汝陰としていたのだ——おそらくこうした考え方にもとづいて、中唐以降、北宋仁宗期までの人間によって汝南から汝陰への書き換えが行われたのではあるまいか。

ここで述べた汝南から汝陰への書き換え理由は、もとより筆者の憶説に過ぎない。しかし、汝南を汝陰とするのは、字形や字音による誤寫ではなく、明確な意圖による書き換えであることは確かであろう。

5 『三國志』卷三 明帝紀

(景初二年二月) 壬寅、分沛國蕭・相・竹邑・符離・蘄・鉉・龍亢・山桑・浚・虹十縣爲汝陰郡。

6 錢大昕『廿二史考異』卷四 陳涉世家。

7 柴田昇「陳勝吳廣の亂とそのインパクト」、同氏『漢帝國成立前史 秦末反亂と楚漢戰爭』第二章、白帝社、2018。

8 藤井律之「宋版以前の『淮南子』テキスト——日本古寫本と吐魯番寫本」、『中國典籍日本古寫本の研究 Newsletter』No.1、2014。

9 陳靜「《淮南子》的版本系統 第二節 北宋小字本系列」、同氏『自由與秩序的困惑——《淮南子》研究』上篇第二章、雲南大學出版社、2004。

10 毛晉『史記索隱』跋

讀史家多尚索隱、宋諸儒尤推小司馬史記、與小顏氏漢書、如 日 月 昭。

活動記録 1

国立国会図書館調査

2019年9月24日25日の兩日、国立国会図書館古典籍資料室にて所蔵古寫本を調査した。

参加者は、科研スタッフ、高田時雄、高橋智、道坂昭廣の他、京都大學人文科學研究所永田知之、藤井律之。閲覧が叶ったのは『天台山記』『爾雅』『爾雅注疏』『首楞嚴經義疏鈔』『白氏文集抄』『尚書卷五』『釋名』『孟子』『古文孝經』『臣軌』『帝王世紀』等及び『敦煌等經文』と題される抄本である。

古典籍資料室のスタッフの皆様は大變お世話になりました。あらためて感謝を申し上げます。

活動記録 2

京都大學人文科學研究所調査

2020年1月24日京都大學人文科學研究所北白川分館において所蔵古寫本を調査した。参加者は、科研スタッフ、高田時雄、高橋智、玄幸子、安岡孝一、道坂昭廣の他、同研究所永田知之、藤井律之。『周易正義十四卷』『論語零片（學而第一）』『大唐陰陽書殘一卷』等を閲覧した。



京都大學人文科學研究所中庭

科研スタッフ紹介

研究代表者：

道坂昭廣（京都大學大学院人間・環境學研究科）

研究分擔者：

高田時雄（京都大學名誉教授）

高橋 智（慶應義塾大學文學部）

玄 幸子（關西大學外國語學部）

安岡孝一（京都大學人文科學研究所）

今年度活動予定

2020年1月24日京都大學人文科學研究所蔵書調査の後に、今年度の活動予定について會議を行った。數箇所の機關の蔵書調査と調査時期を決定したが、新型コロナウイルスの流行にともない延期、更には中止を餘儀なくされた。その後2020年度は科研スタッフ全體の調査は取りやめ、それぞれの研究テーマに従い個別に調査に赴くことに變更した。

中國典籍日本古寫本の研究 ニューズレター No.6

2020年11月23日發行

編集・發行 京都大學大学院人間・環境學研究科
科學研究費助成金・基盤研究（B）

中國典籍日本古寫本研究の精密化と國際的情報發信
〒606-8501 京都市左京區吉田二本松町

印刷 中西印刷株式會社